

令和 4 年 6 月 3 日現在

機関番号：32634

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01335

研究課題名（和文）倒産企業ガバナンス理論の目的論的再構築—裁判所と手続機関の協働の観点から—

研究課題名（英文）the theory of governance of insolvent corporation revisited

研究代表者

河崎 祐子（Kawasaki, Yuko）

専修大学・法務研究科・教授

研究者番号：80328989

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：日本倒産処理法制におけるガバナンスのあり方を、裁判所とその他アクターとの「協働」に着目しながら理論的に解明することを目的として、まずは倒産処理におけるアクターの行動規範としての「債権者平等原則」の法的意義を解明したうえで、裁判所を中心に、倒産手続上のアクターそれぞれの法的位置づけと相関関係を考察した。この一方で、一般理論化の手がかりを得るべく仲裁理論を分析し、裁判外手続と裁判手続との接合のありようについての知見を得た。以上の総括として、倒産処理の基本型である破産手続につき、裁判所の位置づけの観点からガバナンス構造の変容を解明した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

倒産裁判所と手続機関との「協働」に注目しつつ、倒産処理におけるガバナンスのあり方の動態的な分析を企図する本課題は、研究代表者が一貫して取り組んできた独自の理論研究であり、最終的な到達目標をなす倒産処理ガバナンス理論の構築とともに、倒産法分野の薄い理論研究に独創性のある厚みを加えるという学術的意義があるだけでなく、現実の課題に対処する分析視角を提示する実践に資する理論として、とりわけコロナ後に極めて困難な経済・社会状態の到来が見込まれるなか、重要な社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：Focusing on the collaboration between courts and the other procedural actors, this study has finally figured out the revised structure of governance in the modern Japanese bankruptcy system and now on the way of building the new theory about.

研究分野：倒産法

キーワード：破産法 裁判所 破産管財人 ガバナンス 執行 清算 調整力 調整

1. 研究開始当初の背景

本課題は、倒産処理における再建型手続(「再生」)における倒産裁判所と利害関係人を代表する手続機関との間の「協働」に着目しつつ、研究代表者の博士論文以来の一貫した研究テーマである日本倒産処理法制におけるガバナンスのあり方を、裁判外手続をも含め理論的に解明することを目的とするものである。

再建企業ガバナンスとは、法的再建手続に入った倒産企業の適切な管理・運営のシステムに関するものであり、特にDIP型の倒産手続の下では、倒産債務者たるDIPによる機会主義的・自己利益追求的な経営のリスクをどのように制度的にコントロールするかという問題として具体化する。本研究の開始に至るまでに、この再建企業ガバナンス研究の第一段階として、研究代表者は、まずアメリカ及びドイツを対象とした比較法研究の手法により総括的な考察を行い、そのうえで、平成の倒産法制大改正の端緒となった民事再生法を対象として、再建企業ガバナンスのあり方を、総論的に、次いで各論的に、裁判所の裁量権が特別な意味を持ちうる計画外の事業譲渡の局面に特に焦点を当てて分析し、これらの成果を拙著『企業再建手続運営プロセスの法理 倒産処理における関係人自治』(信山社)以下複数の論説にまとめ、公表していた。

以上の制度枠組みについての考察をとおして、研究代表者は、旧法制下での債権者自治的な事件管理のあり方は、平成の大改正を経て、倒産裁判所に柔軟かつ広範な裁量権を認めた倒産裁判所中心のものへと大きく転換したことに注目するに至った。なぜならば、民事再生手続におけるDIPのコントロールの契機と影響の大きさを考察すると、広範囲にわたって認められている裁判所の裁量的判断が極めて重要な意味をもっているからである。そこで、再建企業ガバナンス研究を次の段階に進展させるためには倒産処理における裁判所の機能とその裁量権を分析することが必要かつ不可欠であるとの問題意識の下に、現代の経済・社会の実情と課題を踏まえつつ倒産裁判所を考察の中核に据え、再建型の裁判所による倒産処理のほか清算型や裁判外での処理をも含めた倒産処理法制全体、さらに倒産処理以外の一般の裁判手続をも視野に入れて、ガバナンス研究の第二段階に進んだ。実際、理論を体系的なものとして展開するためには、倒産処理制度、さらには裁判制度全体との関係を考慮しなければならないこともいうまでもない。かくして、倒産処理手続の基本型である破産手続に焦点をあてて、倒産裁判所のカウンターパートとして密接な関係性を有する破産管財人の位置づけを考察することによりいわば裏側から倒産裁判所の法制度上の役割を分析するとともに、倒産手続の強制力が発動する契機となる破産手続開始原因の概念を現代的観点から再検討した。またこの一方で、倒産手続にとどまらずより広く一般的な裁判手続についての研究へと展開するべく、事業再生ADRをはじめとする裁判外での紛争解決制度、裁判外手続と裁判手続との交錯点としての訴訟上の和解、そして裁判手続の究極の強制力である執行力についての研究を並行して進めたのであった。

このようにして展開してきた研究代表者のガバナンス研究は、場とアクターについて一定の成果を獲得したので、続く第三段階ではこれらを生かし、このガバナンスの場におけるアクターの動きを動的に分析することを企図して本研究課題を開始するに至った。

2. 研究の目的

本研究課題の目的は、これまでに取り組んできた倒産法制の制度枠組み及び現代倒産処理制度における倒産裁判所の意義と機能についての研究成果を基礎として、倒産手続における手続上の機関・主体といったアクターとの協働に着目しながら、倒産処理におけるガバナンスの理論の体系構築を図ることにある。

裁判手続による倒産処理には、債権者による権利実現の一手段という私法的側面、債務者財産の処分に対する国家の介入という公法的側面、さらには、産業政策や雇用問題といった国家の政策的側面など、多様な側面がある。このうち、深刻な不良債権問題を抱えた2000年代以降の日本では、政策的側面を基盤としつつ私法的側面が強調されるという形で、効率的かつ迅速な倒産処理が迫られ、そこには省庁横断的な強い「再生」志向、裁判外での「再生」志向が見受けられた。こうした傾向を反映して、学界においても、近年の論考には、顕著な実務志向、政策論・立法論志向の議論を展開するものが少なくない。これに対して研究代表者は、敢えてこうした近年の潮流とは異なるアプローチをとり、あくまで法的・理論的な分析を念頭に倒産処理におけるガバナンスの問題を探求してきた。

このような志向性の下に、研究代表者は倒産処理のガバナンスについての研究に継続的に取り組んできたものであり、本研究課題はその第三段階に位置付けられる。すなわち、利害関係人による自治とその限界を問うことを通して分析してきたガバナンスの制度枠組みにおいて(第一段階)主要なアクターである倒産裁判所とそのカウンターパートである破産管財人がどのように位置づけられ、どのような役割を果たすのかという考察(第二段階)を踏まえて、分析の対象をその他の手続機関にまで広げつつ、そこでの行動準則というべき「債権者平等原則」の意義を問い直すことから始めて、アクター相互の関係性を動的に分析することをその狙いとするものである。そして最終的には、以上の考察の総括として、ガバナンス研究の端緒となった再建型の法的倒産処理手続を対象とする研究成果を、清算型の倒産処理や裁判外での倒産処理をも

視野に入れた形で一般理論へと発展させることが、本研究課題の到達目標である。

3. 研究の方法

裁判外の倒産処理を含めた現代の倒産処理制度におけるガバナンス理論の体系構築を目的とした本課題では、以下にみるとおり、研究計画期間中の各年度に特に解明すべき重点調査項目を設定して集中的に考察に取り組むのを原則とし、翌年度以降もその調査・分析を敷衍する形で続行するとともに、前年度中に翌年度の重点調査項目の準備作業を並行して進めるといった重畳的方式を用いて、考察の深化、効率的進展を図った。各調査項目についての研究手法の基本は歴史研究と比較法研究であり、このほかに立法過程での議事録分析や判例研究といった手法を適宜織り交ぜている。

具体的には、研究期間の初年度である平成30年度には、裁判所と手続機関との「協働」における実体を把むために、倒産処理の大原則とされる債権者平等原則にかかわる判例の分析を行った。というのも、近年、債権者平等原則の倒産処理における絶対性を疑問視する立法論的提言が見受けられるが（例えば、水元宏典「倒産法の現在・過去・未来」南野森編・法学の世界）、債権者平等原則に判決理由中で言及した裁判例のほぼ半数はむしろ2000年代以降に集中しており、同原則はこんにち重要性を増していると推察されたからである。

これを受けて、研究機関の二・三年目には、裁判手続と裁判外手続のそれぞれに関する理論的な検討に取り組んだ。すなわち、一方では、裁判手続における裁判所と利害関係人を代表する手続機関との「協働」を、法的強制力の行使のあり方に注目しつつ手続段階に即して把握し、その各段階におけるそれぞれの責任の対象と内容を比較法的・歴史的考察に基づいて探求した。また他方では、裁判外手続にも目を向けた理論的な検討のために、当事者の合意的解決に付与される「確定判決と同一の効力」という法令上の文言の意義を探求し、債権者決議や利害関係人の意見聴取といった、倒産処理の場面に固有の利害関係人間の集団的合意調性（「調整」）のあり方を、法的強制力との関係のなかで考察することとした。

以上の三つの研究領域の成果を倒産処理の目的論的観点から統合するべく、最終年度には「強制力」と「調整」との関係についての考察を重点的な考察課題として設定した。この作業を通して、研究代表者の一貫した研究テーマである倒産処理のガバナンス論を動的観点から再構築するためである。倒産処理法制における調整のあり方を問い直すこの作業は、関係人自治と裁判所の強制力との関係を明らかにする意味を持ち、破産手続をも視野に入れたガバナンス研究の次の発展段階となる関係性の倒産法の理論を構築するうえでの準備作業と位置づけるものでもあった。

4. 研究成果

まず研究計画初年度である平成30年度には、倒産処理の基本原則とされる「債権者平等原則」について、約280件の裁判例を対象に判例を分析し、この成果に基づく理論研究を行った。同原則は、近年特に事業再生との関係で注目されているが、そこでの議論は、主にアメリカ法の紹介を通して実務的な観点からの立法論的提言を行うことを目的としたものがほとんどであり、本課題におけるが如く、日本での議論状況、とりわけ判例の変遷に注目しての理論的考察はこれまで皆無であった。具体的には、判例をその傾向に照らして三つの時期に区分したうえで、各時期における「債権者平等原則」がどのような法的意義を有していたかを、「債権者の法的地位」、「平等の法的性質」、そしてこの理論的背景ともいえるべき「破産制度観」の三つの視角から分析した。以上の考察は、翌31年、学術論文の形にまとめ、恩師の記念論文集に寄稿する形で公表した。

次に、研究計画の二年度・三年度目は、多様な観点から「協働」の研究を進め、それぞれ次のような具体的な成果を得た。平成31年（令和元年）度には、裁判手続において利害関係人の利益を代表する債権者集会及び債権者委員会について、平成の倒産法改正作業にかかる法制審議会での議論を議事録分析の手法により丹念にたどり、現行法制におけるそれぞれの位置づけと役割を明らかにするとともに、そのことの問題点と今後の課題を探求した。またこの一方で、成果公表の機会との関係で、当初は研究計画三年度目の重点調査項目であった「確定判決と同一の効力」についての研究を前倒して開始し、なかでも、同概念をもって法的裁判手続に接合される仲裁制度についての理論研究を行った。以上の成果は、令和2年に二つの献呈論文に結実し、それぞれの記念論文集において公表した。続く令和2年度には、「確定判決と同一の効力」を構成する執行力について、ガバナンス研究第二段階で取り組んだ執行力概念についての研究を基礎としてその深化・発展に努め、執行力が最も端的に発動される民事執行・保全手続について、折よく恵まれた教科書執筆の機会を生かして、その考察の成果の具体化を試みた。

研究計画の最終年度である令和3年度には、これまでの研究の総括となる倒産処理におけるガバナンス理論の構築に取り組み、その中核をなすものとしての、法的強制力を背景とした「裁判所による事件管理」についての新たな知見を得るに至った。すなわち、バブル経済崩壊への対処を喫緊の課題として進められた平成の大改正を経て、現行倒産法制における裁判所の位置づけと役割は、諸外国倒産法を範として形成されてきた伝統的なものから質的に変容したのであり、このことは倒産処理上裁判所と協働する管財人その他の手続上のアクターの立ち位置や役割にも当然に影響を及ぼすのであるから、結果として、現行倒産法制におけるガバナンスのありようは、世界的にも例をみない、新しくも特異な内容となっていると考えられるということであ

る。この研究成果については、まずは基本型である破産手続に焦点を絞って、折しも機会に恵まれた研究会報告の場で公表したほか、現在学術論文としてとりまとめつつあり、さらなる調査・考察を加えたうえで、令和5年度に公表する予定である。

以上の成果を得た本課題のテーマである倒産処理のガバナンスについての理論研究は、倒産処理制度の構造や機能を分析するうえで有益かつ重要な視角を提供するとの認識の下に、研究代表者が博士論文以来取り組み、深化・発展させてきたものであるが、日本はもとより、この議論の母国であるアメリカにおいても、ほとんどは制度枠組みの分析にとどまり、ましてや理論研究として一般理論化を試みる動きはこんにち皆無である。また、平成の倒産法改正についての理論的観点からの検証は現状においてほぼ手つかずといってよいところ、現行倒産法制の世界的・歴史的にみてもユニークな特性の発見は、本研究課題で得られた特に大きな研究成果である。今後はこのガバナンス構造の変容の法的な意味を、より一般的に裁判制度全体の中で、あるいはコロナ後に到来するであろう経済的・社会的な課題との関係において、さらに探求し、新たな理論的・実証的な課題を克服するべく分析を進めていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 河崎祐子	4. 巻 64
2. 論文標題 私的自治と国家的強制力のあいだ 倒産法研究序説	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 専修大学法学研究所所報	6. 最初と最後の頁 13 - 23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 河崎祐子
2. 発表標題 破産裁判所の役割に関する一考察 平成18年最判を手がかりに
3. 学会等名 日本民事訴訟法学会関西支部研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 野村 秀敏、川嶋 四郎、河崎 祐子、園田 賢治、柳沢 雄二、川嶋 隆憲、大内 義三	4. 発行年 2021年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 340
3. 書名 民事執行・保全法	

1. 著者名 加藤新太郎、中島弘雅、三木浩一、芳賀雅顯、安西明子、菅原郁夫、林道晴、三上威彦、我妻学、坂本恵三、須藤典明、高田昌宏、本間靖規、金子宏直、越山和広、村上正子、山本和彦、山木戸勇一郎、上江洲純子、岡伸浩、小原将照、河崎祐子、佐藤鉄男、濱田芳貴、安達栄司、工藤敏隆、中村芳彦ほか計38名	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 920
3. 書名 現代民事手続法の課題（春日偉知郎先生古稀祝賀）	

1. 著者名 三木浩一、山本和彦、中西正、山本研、勅使川原和彦、櫻井孝一、受川環大、奥山健志、川嶋四郎、川中啓由、小松良正、中本香織、福永清貴、村田渉、安西明子、内田義厚、出口雅久、西川佳代、松村和徳、水元宏典、柳沢雄二、吉垣実、吉田修平、稲生隆浩、河崎祐子、佐藤鉄男、白石大ほか計55名	4. 発行年 2020年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 1060
3. 書名 民事手続法の発展：加藤哲夫先生古稀祝賀論文集	

1. 著者名 清原泰司、今川嘉文、仲卓真、金田允広、片山信弘、今中利昭、大川濟植、阿多博文、伊藤眞、山本和彦、藤本利一、高田賢治、四宮章夫、相澤光江、中井康之、河崎祐子、山下眞弘、上田裕康ほか計37名	4. 発行年 2020年
2. 出版社 関西法律特許事務所	5. 総ページ数 1091
3. 書名 民事特別法の諸問題 第六巻（関西法律特許事務所開設五十五周年記念論文集）	

1. 著者名 加藤 新太郎、中島 弘雅、三木 浩一、芳賀 雅顕	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 920
3. 書名 現代民事手続法の課題(春日偉知郎先生古稀祝賀)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------